

■ 4条1項11号

不服 2018-3507

<本願商標>

「BLIS M18」(標準文字)

第5類「サプリメント, 食餌療法用飲料, 食餌療法用食品, 乳幼児用飲料, 乳幼児用食品」

※原審にて補正あり

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標:「BLIS」(標準文字)

第5類「医療用及び獣医科用のバクテリア調製剤, 薬剤(農薬に当たるものを除く。), 医療用口腔洗浄液, 口腔用剤, 薬用菓子, サプリメント, 食餌療法用飲料, 食餌療法用食品, 乳児用食品」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「BLIS M18」の文字からなるところ、その構成中の「BLIS」及び「M18」の各文字は、いずれも辞書等に載録されている既成語ではなく、また、品番等及び特定の意味合いを有する語とは直ちに認められないことから、全体として特定の意味合いを想起させるものでなく、一種の造語として理解されるものである。

また、上記の文字からなる本願商標は、両文字の間に1文字分のスペースがあるとしても、まとまりよく一体的に表されており、かつ、これを構成する各語に明らかな軽重の差を見いだすことはできないものであって、いずれかの文字を省略しなければならない特段の事情もない。

そして、特定の意味を有しない欧文字は、一般に、我が国において親しまれた英語読み又はローマ字読みに倣って称呼されることから、本願商標は、その構成文字に相応して、「ブリスエムジュウハチ」又は「ブリスエムイチハチ」の称呼を生じるものであり、その称呼は、格別冗長というべきものでなく、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「ブリスエムジュウハチ」又は「ブリスエムイチハチ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

したがって、本願商標から「ブリス」の称呼を生じるものとし、その上で、本願商標と引用商標が外観及び称呼において類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第1号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

審決理由はあっさりしていますが、個人的に、最近の審決の中ではかなり驚いたとともに、結論に強い疑問を抱いた事件です。

結果として、本願商標「BLIS M18」と引用商標「BLIS」は、外観・称呼ともに相紛れることなく、観念においても比較できないとして、非類似であると判断されたこととなります。

本願商標を構成する「BLIS」及び「M18」は、「いずれも辞書等に載録されている既成語ではなく、また、品番等及び特定の意味合いを有する語とは直ちに認められないことから、全体として特定の意味合いを想起させるものでなく、一種の造語として理解される」、つまり、本願商標は、一連一体でのみ認識・把握されるというのがその理由です。

しかし、「BLIS」部分の比較的高い造語性を考慮すると、「M18」の部分はあきらかに「従」となる構成要素であると考えられるのではないのでしょうか。

現に、Googleで「サプリメント M〇〇」（※〇〇は数字）のキーワードで検索すると、商品名の中に品番やサブネームのごとく「M〇〇」の語を含むものも、全くないわけではないようです。そうであれば、「BLIS M18」を目にした需要者は、「M18」を品番やサブネームのように理解し、これが「BLIS」のシリーズ商品であると誤認・混同する可能性もあると容易に予測できると思いますが、いかがでしょうか。

引用商標の商標権者からすれば、さすがに納得いかないでしょう。審決のような類否判断手法に基づけば、たとえば「BLIS S18」や「BLIS Z7」といった商標もすべて非類似となるわけであり、何のために商標登録を受けたのだらうという話になってしまいます。

「BLIS M18」全体から一連の意味合いが生じるわけでもありませんから、たとえ「M18」部分が品番等とは直ちに認められないとしても、これが需要者に品番やサブネームと認識され得ると言えるのであれば、やはり要部は「BLIS」として類否判断を行なうのが現実的ではないかと個人的には考えます。

したがって、本事件に関しては原審の判断を支持したいと思います。

(弁理士 永露祥生)

<2018年11月21日>